

滋賀リビング新聞社 行 動 計 画

社員が仕事で子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 10 年 3 月 31 日までの 3 年間

2.内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性社員…計画期間中に 1 人以上取得すること。

女性社員…取得率 90%以上にする。

(対策)

- 令和 7 年 4 月～社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
- 令和 7 年 9 月 育児休業制度の拡充（休業期間の延長、複数回取得可、有給とする等）
- 令和 8 年 4 月～育児休業制度や運用についての管理職への研修の実施

*説明会の実施などによる社員への育児休業制度の周知徹底

目標 2：令和 8 年 3 月までに、小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する（フレックス勤務も希望により可能）

(対策)

- 令和 7 年 4 月～社員の具体的なニーズ調査、検討チームの設置及び検討開始
- 令和 8 年 3 月 制度の導入
- 令和 8 年 4 月～説明会による社員への短時間勤務制度の周知徹底

目標 3：令和 8 年 3 月までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定し、またイベント等休日出勤の必要があった社員は、必ず 1 か月以内に代休を取得する。

(対策)

- 令和 7 年 4 月～所定外労働の原因分析等を行う検討チームの設置及び検討開始
- 令和 8 年 4 月～ノー残業デーの開始

管理職への研修会の実施（年 1 回）

社内メールにて社員への周知徹底（毎月）